

議案第18号

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新居浜市水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び手数料」を「、手数料等」に改める。

第6条第3項及び第4項中「第4条」を「第5条」に改める。

第15条中「おかなければ」を「置かなければ」に改める。

第18条第3項中「き損した」を「毀損した」に改める。

「第4章 料金、加入金及び手数料」を「第4章 料金、加入金、手数料等」に改める。

第25条第1項及び第2項中「いう」を「いう。以下同じ」に改める。

第27条第3項中「各世帯毎」を「各世帯ごと」に改める。

第32条の次に次の1条を加える。

（督促事務費）

第32条の2 料金の督促事務費は、実費に相当する額として督促状1通につき100円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

第33条中「費用の一部又は全部を」を「費用（前条に規定する督促事務費を除

く。)を減額し、又は」に改める。

第35条第1項中「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第32条の2の規定は、平成23年5月分として徴収する料金に係る督促事務費から適用する。

提案理由

水道料金に係る督促事務費について、水道使用者等の状況を勘案し、条例の規定を根拠に非徴収とすることを可能にするため、本案を提出する。